

個人番号(マイナンバー)を利用した情報連携の対象となる業務について

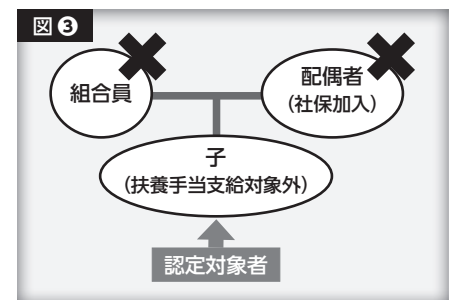
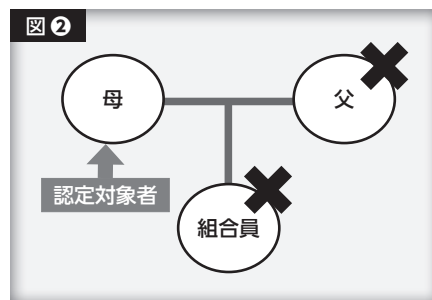
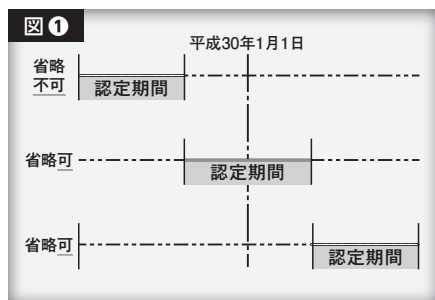
短期給付および資格関連の各種申請時における情報提供ネットワークシステムを用いた特定個人情報の照会・提供(以下、「情報連携」という。)について、『共済だより』12月号で対象となる業務が追加されたことをお知らせしたところですが、同記事中の「本組合で必要とする場合や情報提供ネットワークシステムにおいて照会内容に対する情報が取得できない場合」の代表的な事例を下記のとおりご案内いたします。

つきましては当該事例に該当する場合は、従来どおり添付書類をいただくこととなりますのでご協力くださるようお願いいたします。

また、下記の事例以外でも本組合が必要とする場合や情報連携において照会内容に対する情報が取得できなかった場合等は添付書類の依頼をさせていただくことがありますのでご理解ご協力のほどお願いいたします。

<省略できない事例>

- 本組合で初めて被扶養者として認定する場合
- 平成30年1月1日以前に認定されていた被扶養者を再認定する場合(図①参照)
- 認定対象者以外の方の情報を必要とする場合
(図②：組合員の母の被扶養者認定時に、認定対象者ではない父の書類)
- 組合員自身の情報を必要とする場合
(図③：組合員と他の扶養義務者双方の収入を比較するための書類)



添付書類	事 例
課税(非課税)証明書	<ul style="list-style-type: none"> ●「所得」のみの証明で「収入」が確認できない場合 ●該当年の1月1日時点の居住地(住民票住所)が確認できない場合
住民票	<ul style="list-style-type: none"> ●被扶養者申告書にマイナンバーが記入されていない場合 ●【認定】 <ul style="list-style-type: none"> ・認定事由が「同居」となる場合 ・認定対象者が配偶者と学生の子以外の場合 ・認定対象者が事実上婚姻関係と同様の事情にある方の場合 ●【取消】・【遠隔地】 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯分離をした場合(世帯ごとの住民票)
年金額等を示す書類	<ul style="list-style-type: none"> ●認定対象者が年金を受給している場合 <ul style="list-style-type: none"> ※支払機関(日本年金機構等)が分かる書類は省略不可。 年金額と支払日を確認するための書類(年金支払通知書等)は省略可。 ●認定対象者が企業年金を受給している場合 <ul style="list-style-type: none"> ※支払機関、年金額、支払日等すべてを確認するための書類が省略不可。
雇用保険受給資格者証	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険等の受給が開始または終了した場合